

介護職員等特定処遇改善加算について (法人内グループにおける賃金改善ルール)

■賃金改善ルール

- ① A、B、C のグループ分けを実施し、各々に配分する
- ② 支給方法 月次手当による支給⇒処遇改善手当Ⅱ
(名称については変更の場合有り)

■グループ分け／定義づけ

Aグループ (下記のいずれにも該当する者)

- 当法人において10年以上(休職期間等除く)の介護職員勤務経験を有すること。
又は8年以上(休職期間等除く)の介護職員経験を有し、介護業務の役職(ユニットリーダー以上の職制)に就いている者
- 介護福祉士であること

【備考】

※8～10年の経験年数にはグループ会社(JCS)の勤務年数も通算する

Bグループ

Aを除く介護職員

Cグループ

介護職員以外の職員

■手当支給額計算全体に係る留意事項

- ※以下の項目が、処遇改善手当の金額に支給係数として反映されること
 - 職員勤務査定の実績
 - 資格の有無
 - 兼務率
 - 常勤換算率

令和1年8月19日

社会福祉法人しんまち元気村 法人本部